

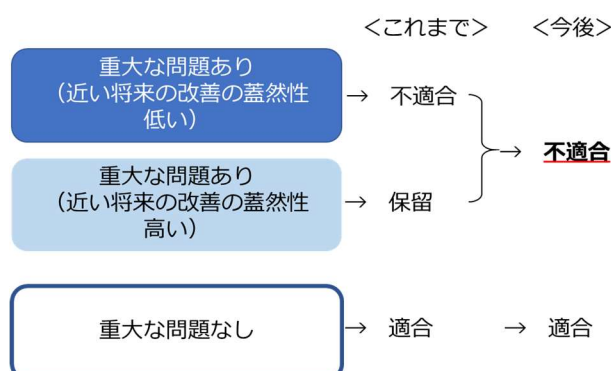
「判定及び判定保留の基準とその運用指針」改定  
（「判定の基準とその運用指針」新設）の趣旨及び内容  
（大学評価／短期大学認証評価）

1. 改定の趣旨

- ・ 学校教育法改正によって基準に適合しているか否かの判断が認証評価機関に義務づけられたのを受け、従来大学評価及び短期大学認証評価で行ってきた「判定保留」の制度を廃止する。これに伴って、適合／不適合の判定基準とその運用指針を再整備するもの。

2. 改定の基本方針

- ・ 「判定保留」は、重大な問題が存在するためになされていた判断であり、近い将来における改善の蓋然性に期待するものとはいえ、基準適合とは言えないケースに適用されてきた。今後そうしたものは、不適合として扱うことを基本とする。



3. 主な改定ポイント

(1) 改善の蓋然性の不考慮

- ・ 近い将来における改善の蓋然性の有無にかかわらず、評価実施時点で重大な問題があれば不適合とする。

(2) 学生の定員管理（学士課程／短期大学士課程）

- ・ 数値の面だけでなく、教育を行う環境や財務等の事項への影響も考慮し、適合／不適合判定の要素とする（従来通り）。また、不適合を判断する際の目安も、定員未充足の場合においては0.60（短期大学は0.50）とする（従来通り）。一方で、0.80～0.60（0.50）の場合であっても、教育を行う環境や財務等の事項への影響が見られる場合には、不適合と判定する可能性もあるものとする。

- ・ なお、定員未充足／超過のみをもって「不適合」としない。ただし、定員未充足／超過が教育を行う環境や財務等に重大な問題を引き起こしている場合は「不適合」判断の理由の一つとする（従来通り）。

### （３）専任教員数

- ・ 法定基準を満たさないものは、不適合とする。なお、教員不足が問題である場合、従来通り「着任の事実」をもって改善と判断するが、下記２点においてその扱いを変更する。

① 「着任の事実」の意味を拡大し、専任教員としての雇用契約が交わされた事実が客観的に証されれば、着任日が到来していなくても「着任の事実」があると判断する。

② 「意見申立時点まで」の状況を加味するとして点を改め、「２月ないし３月の本協会の指定する日まで」とする。

なお、不慮の事故その他の突発的な理由によって生じたものであって、大学に問題を帰しえない場合には「不適合」としないこともある（従来通り）。

### （４）財務状況

- ・ 財務上の問題として「不適合」との判定において考慮するものを、「是正勧告」相当のものに限り、従来対象としていた「改善課題」相当のものは、除外する。

### （５）再評価における運用指針の適用（大学評価のみ）

- ・ 平成 31 年度までに実施した大学評価に対する再評価の必要性があることから、これについて定めていた部分については差し当たり削除しない。
- ・ 短期大学認証評価については、認証評価第 3 期の評価実績がなく本指針の対象となる再評価が生じないため、指針は設けない。

## 4. 「不適合」判定大学のフォローアップ

- ・ 「不適合」と判定した大学・短期大学に対しては、その改善状況を適切にフォローし、また仮に問題事項を改善した場合にあっては、それを踏まえた相応の対応をとる。具体的には、下記の通りとする。

### （１）改善報告書の提出とその検討

- ・ 大学・短期大学に意向があれば、「適合」判定と同様に改善報告書を本協会に提出することを可能とする。提出があった場合、本協会はその検討を行い必要なフィードバックを行う（従来通り）。

## (2) 追評価

- 「不適合」判定の理由となった事項に関し、任意の「追評価」を実施する。問題事項を改善した場合にあっては、その時点から「適合」と扱う（従来通り）。  
そのうえで、制度の一部を下記のように改め、さらに大学の利益に適うようにする。

	従来	改訂案
評価の実施時期	評価の翌年度 又は翌々年度	評価の翌年度以降 <u>次の評価の実施前年度まで</u>
評価の方法	追評価分科会を設け、書面評価及び 実地調査を実施（実地調査は省略の 場合あり）。	追評価分科会を設け、書面評価及び 実地調査を実施（実地調査は省略の 場合あり）。 <u>ただし、専任教員の充足に関すること など簡易な確認によって評価を行う場 合は、追評価分科会を設けずに大学評 価委員会／短期大学評価委員会が直接 に実施する。この場合、実地調査も行 わない。</u>
手数料	必要	必要 <u>ただし、簡易な確認による評価を行う 場合は、手数料を要さない。</u>

## 5. その他

- 評価実施時点で基準を満たさないものは厳格に「不適合」とする一方で、元来本協会は、大学の改善を促しその質的向上を図るために活動していることを十分に考慮した対応をとる。例えば、内部質保証システムの構築とその有効な運営を支援することを目的として実施している「大学・短期大学スタディー・プログラム」について、実施回数やテーマ設定の面で充実を図り、大学・短期大学の取り組みに寄与するなどの措置を検討する。

以上